

# 水俣まち・むらづくり読本

水俣市都市計画マスタープラン

概要版



平成14年12月  
水俣市

## 1 水俣市都市計画マスタープランとは

### 1) 策定の背景と目的

#### ●背景

平成4年(1992年)に都市計画法が改正され、都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として規定され、いわゆる都市計画マスタープラン制度が創設され、市町村レベルで、都市の将来像を明らかにすることが法律的に義務づけられています。

#### ●目的

本市の都市計画マスタープランを策定する目的は、以下のとおりです。

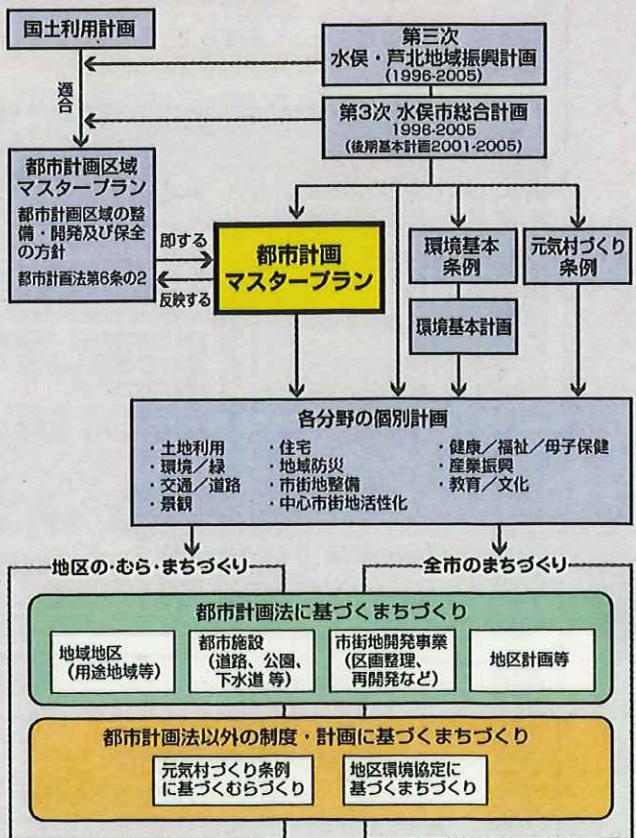
- ①環境モデル都市としてふさわしい計画づくりをする。
- ②各地区の将来像を明確にする。
- ③本市の目指すまちの将来像を明確にする。
- ④都市計画の基本方針を住民の意見を十分反映させ、市民参加・職員参加で策定する。

### 2) 都市計画マスタープランの役割

本市の都市計画マスタープランの役割は、以下のとおりです。

- ①今後のまちづくりの方針を示すことで、総合的かつ計画的に今後の具体的な事業展開をするための指針となる。
- ②策定プロセスに多くの市民・職員参加で実施することにより、都市計画への理解を深めて、今後のまちづくりへの主体的な参加を促す。
- ③今後の法定都市計画の決定に際しての指針となる。
- ④地区(地域)ごとのまちづくりの指針となる。

#### ■都市計画マスタープランの位置づけ



### 3) 基本フレーム

●本計画による人口フレーム（平成34年）の設定としては、これまでの減少傾向に歯止めをかけ、少なくとも**現状の人口（約30,000人）の維持**を目標として掲げることとします。

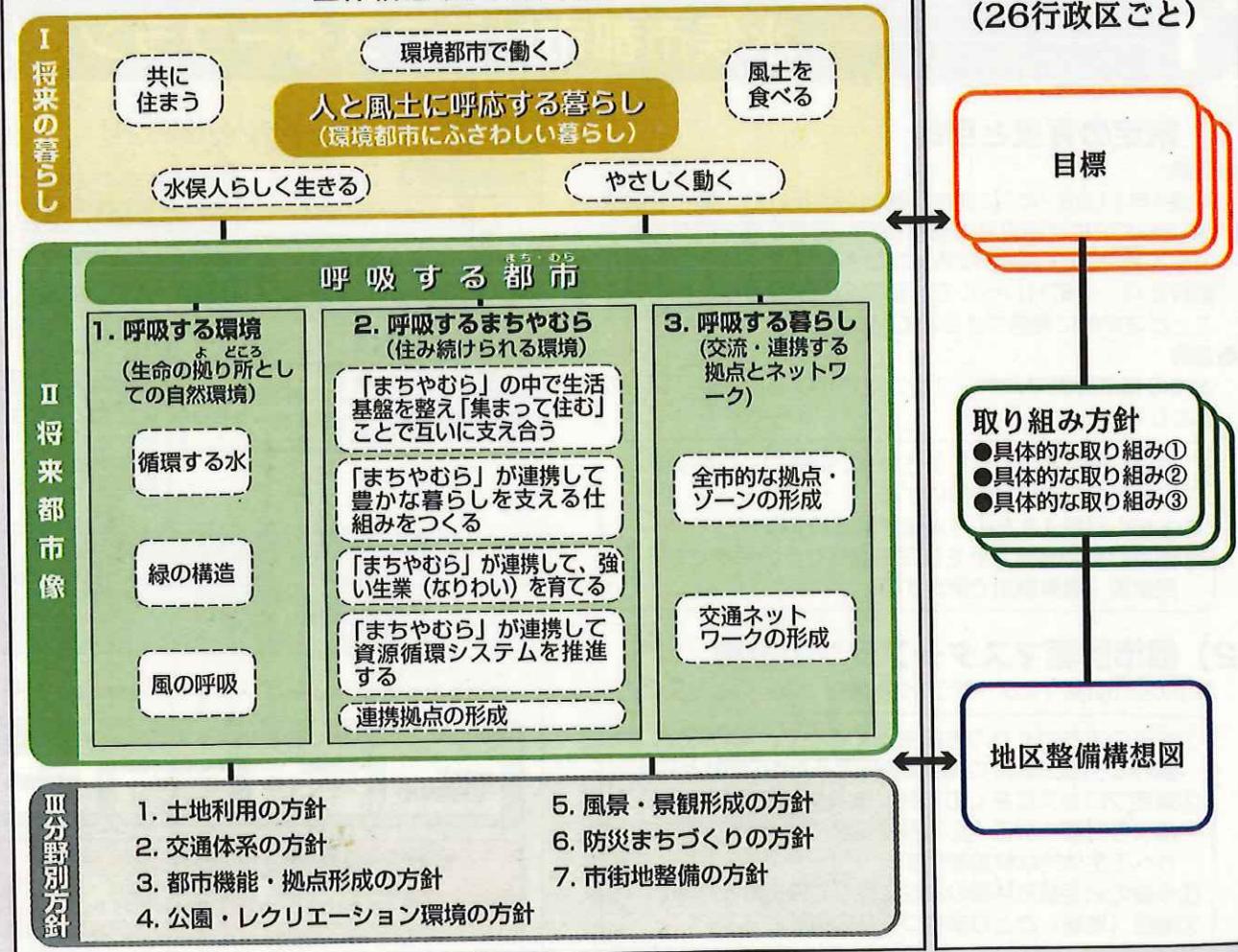
### 4) 策定経緯

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
<b>全体構想</b>	事前研修会 ①策定方針の決定 ②各種団体・グループヒアリング(18団体) ③対応していく課題及び論点を検討 ●高校生ワークショップ(2回、72名参加)	⑤「将来都市像」について検討 ⑥「分野別方針」について検討 ⑦全体構想のまとめ ⑧「将来の暮らし」について検討	
<b>地区別構想</b>	①地区の情報集め ●小中学生によるまち歩き・情報地図づくり(約360名参加)	②地区の目標づくり ③要望型意見への対応を検討 ④地区のまちづくり目標発表会の開催	⑤「目標に向けて取り組むこと」を決める ⑥地区別構想のまとめ

### 5) 都市計画マスターplanの構成

#### 水俣市都市計画マスターplan

##### 全体構想(全市を対象)



## 2-1——全体構想・将来の暮らし(目指すべき生活像)

### 人と風土に呼応する暮らし(環境都市にふさわしい暮らし)

- 人と人、人と環境、環境と環境がそれぞれ呼応する暮らし。
- お互いの働きかけがあり、呼べば応える関係を創っていく暮らし。
- それが環境都市に暮らす知恵であり文化でありたい。
- 調和という安定ではなく、呼応という運動しつづける暮らし。



#### 1 共に住まう

##### 【安心して住まうことが出来る環境と仕組みがある暮らし】

- 災害・公害・犯罪がない。
- 住むために必要な生活環境が整っている。
- 人と人との絆が強い。
- 美しく、人に優しい環境がある。
- 集落を再編して集まって住む。
- 地域で安心して暮らす仕組みがある。

##### 【あるものを磨き、活かして心豊かに暮らす】

- 地域の風土に根ざした暮らしの知恵を活かす。
- 自然とふれあい、共生する。
- 地域の施設の有効利用で利便性と賑わいを得る。
- 子ども達が自分の身近なところにあるものを大切にし、地域に愛着を持つ。

##### 【絆を大切にしながら新しい人やリターン者を受け入れる】

- 新たに移り住んで来る人が自然に地域にとけ込む。
- コンパクトな市街地形成で一体的なまちづくり。

##### 【まとまりのある公共施設ゾーンの形成で、賑わいと活力に満ちて暮らす】

- 公共施設の再編で適切なゾーン形成を図る。
- 市民参加により公共施設再編を推進する。

#### 2 水俣らしく生きる

##### 【美しさと潤いを感じながら暮らす】

- 各地区的風景や景観を大切にし、美しく磨き上げる。
- 自然、歴史資源を暮らしに活かして潤いを感じる。
- 地域の自然や暮らしの匂いや音を感じる。

##### 【心と体の健康を育み、いきいきと暮らす】

- 地域の自然を学ぶ子ども達や地域の文化を伝承するお年寄りなどみんながいきいきと活動する。
- 市民各層が適切に運動できる環境で健康を育む。
- 学校と家庭と地域で子どもを育む。

##### 【各地区で人やモノや情報が活発に集まり交流できる暮らし】

- 行政区の廃止や自治組織への移行やそれに伴う学校区の検討などを通じて、新たな地域コミュニティを形成し、活発に交流する。
- 地域の特徴を活かして外の人と多様で魅力的な交流がある。
- 温泉資源を活用した交流を促進する。

##### 【水俣らしい中心部にみんなが集う暮らし】

- 特徴のある魅力的な中心部を楽しむ。
- 中心部に集まる人との交流で賑わいと元気を感じる。
- 水俣の顔である水俣川やエコパーク水俣に集まり楽しむ。
- JR水俣駅周辺が人の集まる魅力的な空間になる。

#### 3 環境都市で働く

##### 【様々な人が関わって一次産業を守っていく】

- 新しい一次産業就業者が増える。
- 余暇として農林漁業に関わり楽しむ。
- 市民農園など「農」のある暮らし。
- 生産者と消費者がお互いに顔の見える関係を作る。
- みんなで一次産業の環境を守る。

##### 【中心部をはじめ、地域に新しい仕事を多様に創っていく】

- 地域の暮らしを支える新しい仕事を創業する。
- 地域で働き暮らす人を増やす。
- 新しい就業機会の創出で若い人が水俣に残る。

##### 【環境都市水俣としてエコタウンの展開をがんばっていく】

- エコタウンでの新たな環境産業の起業化で若い人が残り、集まる。
- エコタウンの活動が国際的な交流につながる。



#### 4 やさしく動く

##### 【歩いたり自転車に乗りたくなる暮らし】

- 歩くことや自転車利用が気持ちよい環境を作る。
- 自転車中心の環境都市としてのライフスタイルを確立する。



##### 【優しくかつ美しい交通環境のある暮らし】

- 誰にでも利用でき誰にもやさしい交通環境を作る。
- 心地よく快適な交通環境を作る。

##### 【新幹線新水俣駅(仮称)を水俣の新しい顔に】

- 新しい水俣の顔となる新駅をつくる。
- 暮らしに密着して並行在来線を活用する。

##### 【新しい交通サービスとしてのコミュニティバスのある暮らし】

- だれにでもどこでもいつでも気軽に使えるコミュニティバスを運行する。

#### 5 風土を食べる

##### 【安心して地域の食材を食べることが出来る暮らし】

- 水俣の風土にあった安全な食材が安定供給される。
- 地域で生産者の顔が見えて地域で消費する産物がある。
- 安全な食材が生産される健全な一次産業の環境がある。

## まち・むら 呼吸する都市

- 「2-1 将來の暮らし」の全体イメージとして示す【人と風土に呼応する暮らし】を受けて、人の営みと自然の営みが適切に相互に呼応していける都市像として、3つの「呼吸」する都市を示します。
- これらの3つの「呼吸」を総称して【呼吸する都市（まち・むら）】という目標を将来都市像の基本方針とします。

### 1) 呼吸する環境（生命の拠り所としての自然環境）

- 第1の「呼吸」は、水俣の大きな自然環境要素である山、川、海が水を通しての「環」としてつながり、それぞれの自然環境要素同士がお互いに呼応することで「風」という呼吸がなされます。

#### ①循環する水

水俣は、人間の利便性だけを追求するのではなく、生命の拠り所（よりどころ）となる自然に日々の暮らしを上手に重ね合わせ、域内を循環し続けながら多様な生物を育む「水の環」を創っていきます。

#### ②緑の構造

雨の滴（しずく）一つ一つを懐深く受け止め、小さな源流を生み出す「水源を支える森」、いくつもの支流を集め、海へと導いていく「水系を守る緑（森、農地、市街地の緑、沿岸部の緑）」が一つの構造として連なることで、「水の循環」を支えています。

#### ③風の呼吸

「緑の構造」に支えられ、水が循環し続けることにより、一体となった山、川、海の上を風が吹き抜けます。

水俣は、環境都市として、海・川・山を流れる風が適切に通り、風を活かした暮らし方のできる都市構造や都市環境を市街地地域と農山漁村とで連携していくことで環境負荷の少ない都市づくりを進めます。

### 2) 呼吸するまちやむら（住み続けられる環境）

- 第2の「呼吸」は、暮らしの基礎となる範囲（まちやむら）の環境をハード・ソフト両面でコンパクトに整え、自立したコミュニティを形成しながら、様々な暮らしや産業の活動、各種サービスが、その内容によって「まちやむら」同士が適切に連携することで支えられるように「地域連携」という呼吸がなされます。

#### ①「まちやむら」の中で生活基盤を整え、「集まって住む」ことで互いに支え合う

#### ②「まちやむら」が連携して、豊かな暮らしを支える仕組みをつくる

#### ③「まちやむら」が連携して、強い生業（なりわい）を育てる

#### ④「まちやむら」が連携して資源循環システムを推進する

#### ⑤連携拠点の形成

※「まち」は、市街地地域の中の都市的な暮らしの単位。

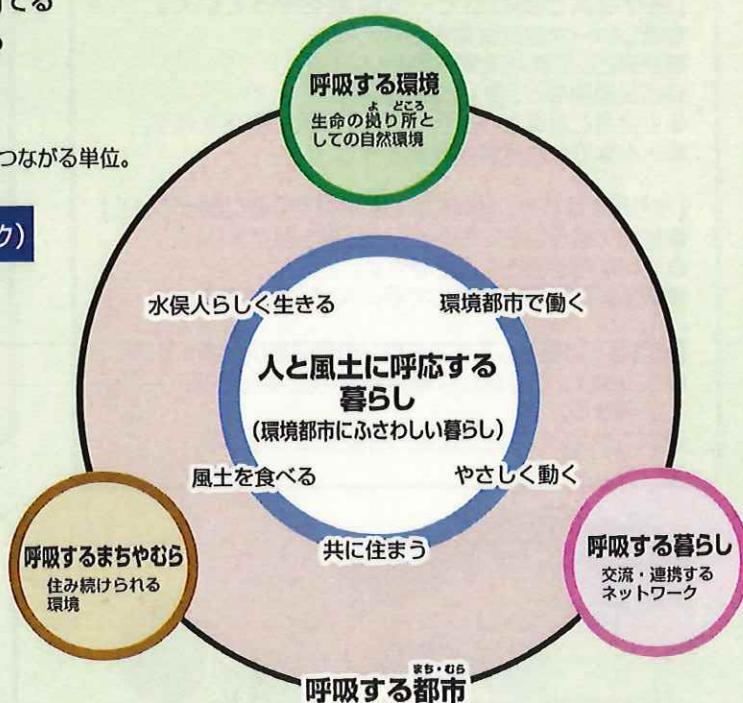
「むら」は、中山間地域や海辺地域の中の自然と産業と暮らしがつながる単位。

### 3) 呼吸する暮らし（交流・連携する拠点とネットワーク）

- 第3の「呼吸」は、自立した個々の人達が移動し、集まる中で人と人が出会い、協調し、もやうことで、暮らしをいきいきとさせる「交流」という呼吸がなされます。

- 市民が、日々の暮らしの中で様々な人と出会い、交流することで、呼吸するよう外からの人・モノ・情報を受発信し、それによって暮らしがいきいきとしたものになります。

- そして、そのために、人・モノ・情報が自然に出入りするための全市的な拠点・ゾーン、交通ネットワークづくりを進めていきます。



## 2-3—全体構想・分野別方針（将来都市像を実現するために、分野ごとの整備方針として「分野別方針」をまとめています。）

### 1 土地利用の方針

- ① 水源の森から海までの水循環を支える自然環境の保全・育成と、様々な自然要素が連携して適切な循環を可能とするネットワーク化の促進

■ 山林環境保全ゾーン ■ 農業環境保全ゾーン  
 ■ 自然公園区域 ■ 水系  
 ■ 用途地域ゾーン ■ 戰略ゾーン ■ 誘導ゾーン

- ② 遊休地活用等による住宅基盤の整ったコンパクトでまとまりのある低層住宅市街地の形成

- ③ 水俣らしい緑の保全を重視した既存市街地等と一体的な新規低層住宅市街地の形成

- ④ 少子高齢化に対応したまとまりのある集落の形成

■ 集落保全ゾーン

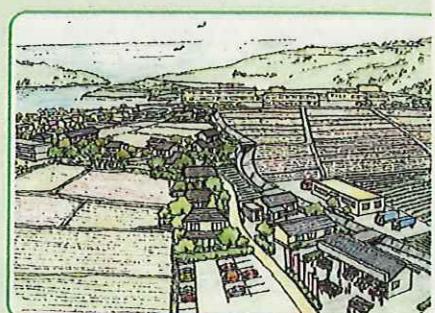
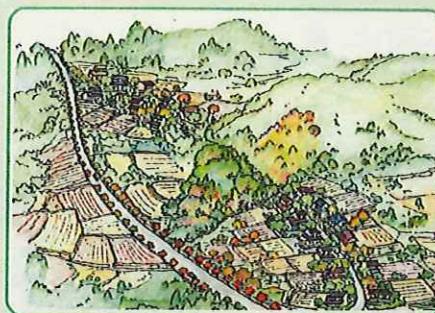
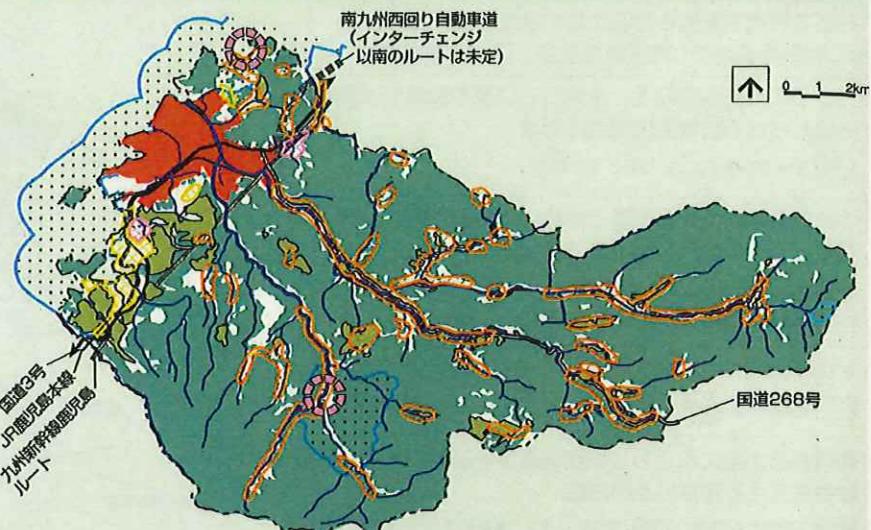
- ⑤ 市民の暮らしと交流を支える複合的で利便性の高い魅力的な中心市街地の形成

- ⑥ 水俣独自の出会いと交流のある観光ゾーンの形成

■ 観光ゾーン

- ⑦ 環境都市水俣にふさわしい環境と活動のある産業ゾーンの形成

- ⑧ 市民や企業がそれぞれの地区やゾーンで適切な土地利用の実現のために主体的にまちづくりに参加していく



侍台地における田園型の新規宅地（イメージ）  
袋南部における混在型市街地（イメージ）

### 2 交通体系の方針

- ① 道路・交通空間を活用した、多様な動植物の生息・移動の回廊空間（ビオトープネットワーク）の確立

- ② 中心市街地アクセスや広域交通アクセスなど中山間地域の交通サービスの向上

■ 中山間地域と市街地を結ぶ幹線

- ③ 安全で快適な生活環境を支える生活道路網の整備

■ 市街地

- ④ 国道3号への交通集中を緩和し、市内移動の円滑化と通過交通・産業交通の分離のための広域道路網体系の確立

■ 山側道路 ■ 広域道路網と連絡する幹線道路網  
 ■ 海岸沿いの産業道路網 ■ 湯の児観光ゾーン  
 ■ 国道3号

- ⑤ 中心市街地内の安全で円滑な歩行者・自転車利用による快適な買物、レクリエーション活動を実現するための交通環境の改善・強化

■ 中心市街地ゾーン

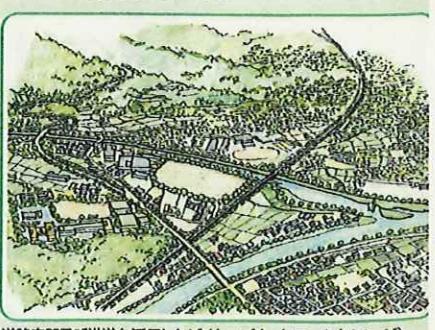
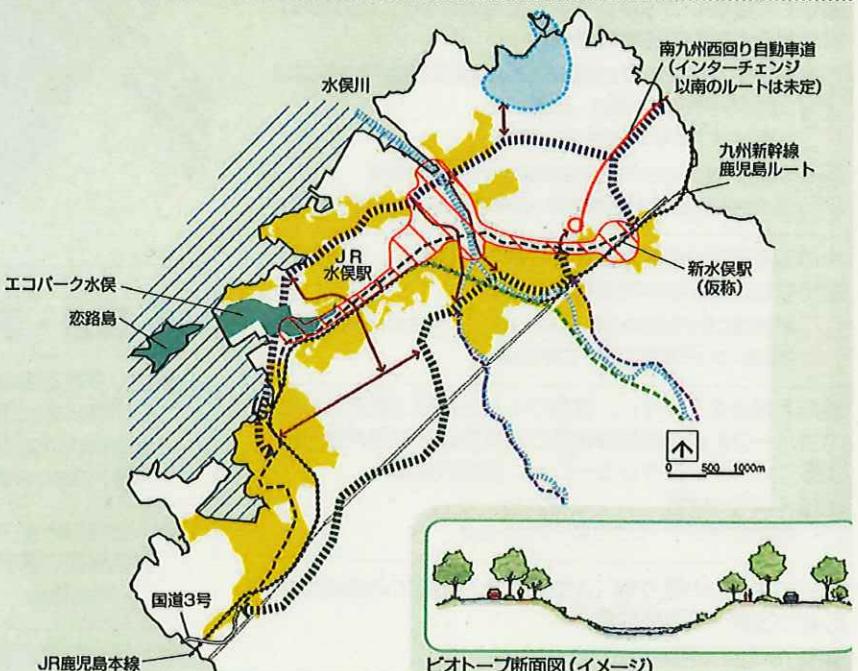
- ⑥ 自動車利用の低減を目指した公共交通機関及び自転車利用の促進

■ JR鹿児島本線 ■ 日本一長い運動場

- ⑦ 人及び物流の両面での広域交通を支える海運機能の強化

■ 水俣湾

- ⑧ 子どもから高齢者、障害者など、すべての人にやさしい交通環境の実現



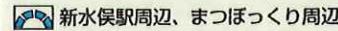
中心市街地における歩行者・自転車空間（イメージ）

道路空間及び沿道を活用したビオトープネットワーク（イメージ）

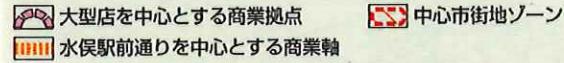
## 4 都市機能・拠点形成の方針

中山間地域の集落における身近な暮らしを支える各種サービス機能を充実させるための地域連携拠点の形成（久木野地域拠点・東部地域拠点・湯出地域拠点）

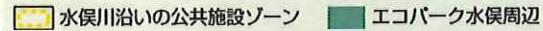
外からの来訪者を迎える、水俣らしい緑の風景や環境都市を感じさせる広域交流拠点の形成



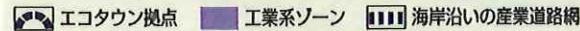
中心商業地が大きな市場となるような個性豊かな様々な商業ゾーンの魅力化とその連携強化



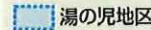
水俣川沿いとエコパーク水俣の2つの公共施設ゾーンの形成



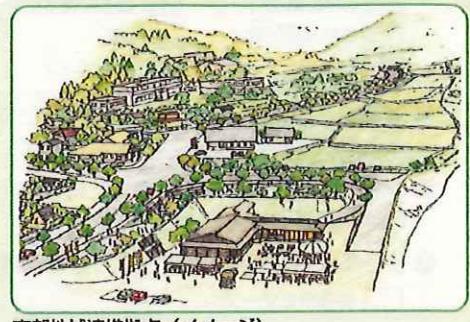
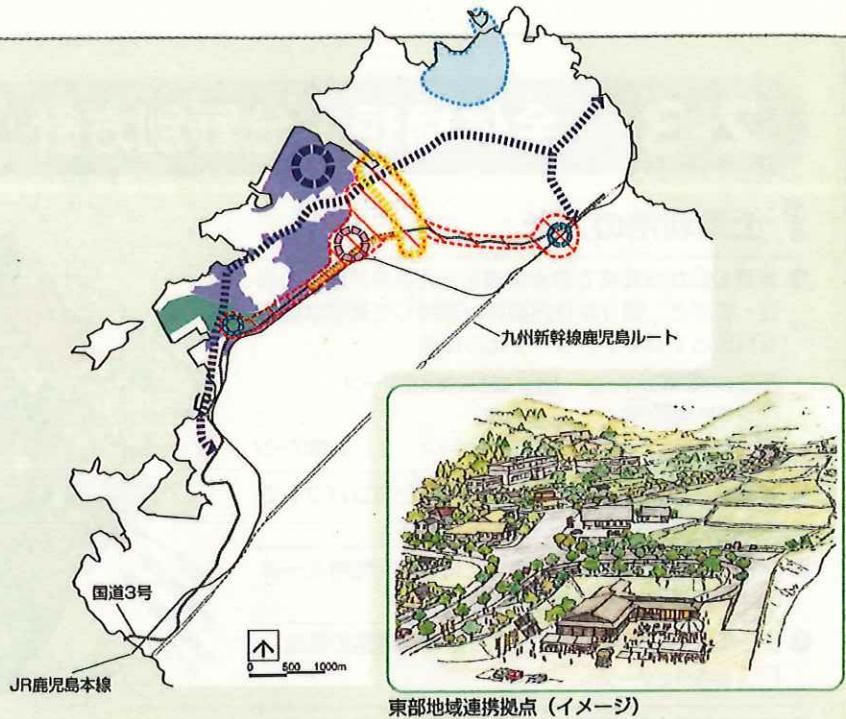
環境都市水俣にふさわしい環境産業を基軸とする循環型社会を支える産業拠点の形成



環境関連の研修・体験型観光の推進も視野に入れた、周辺自然環境を活かした魅力的な観光拠点の形成



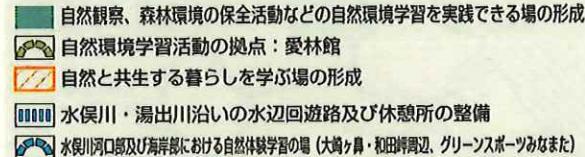
市民参加による拠点運営の推進と活発な交流活動の推進



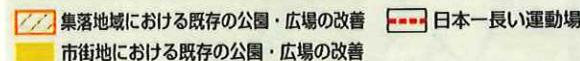
東部地域連携拠点（イメージ）

## 5 公園・レクリエーション環境の方針

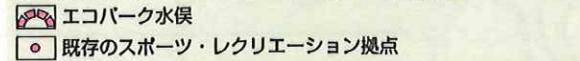
山から海までの水俣の自然環境を舞台とした、水循環を通じての自然のつながりを学ぶための体験型プログラム実践とそのための環境の整備



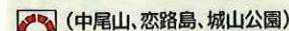
今ある身近な公園を地区住民の参加で見直し、住民の自主的な管理による有効活用を推進



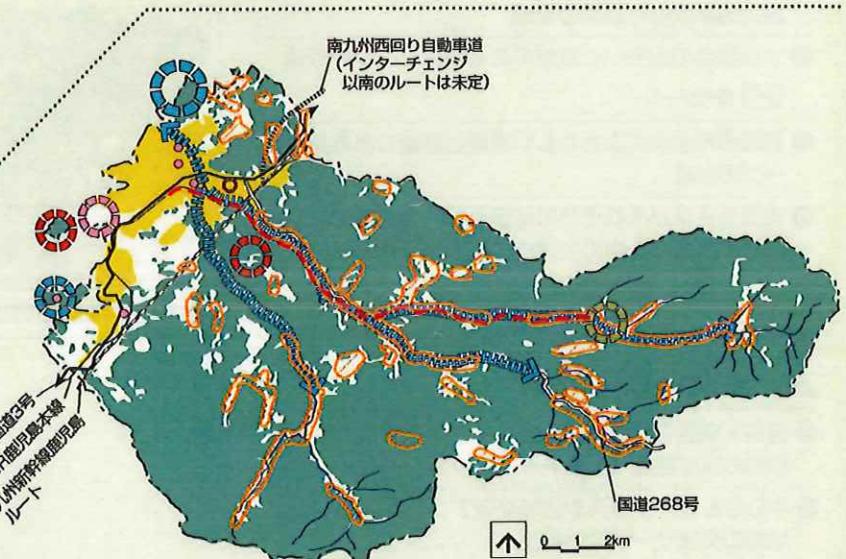
健康と福祉をテーマに、健康づくりと交流の拠点としてエコパーク水俣の機能強化及び既存施設との連携強化によるスポーツ・レクリエーション活動の推進



水俣市民の心の拠り所（よりどころ）としての拠点的な公園の改善・整備の推進

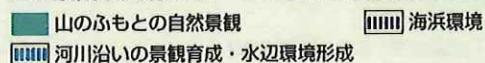


エコパーク水俣を訪れて、遊ぶ人々（イメージ）



## 6 風景・景観形成の方針

① 山から見る海の風景に代表されるように、山・川・海が一体としてある水俣らしい景観を大切にし、それぞれの景観要素である自然環境を保全・育成

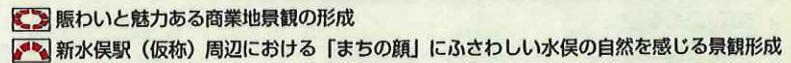


② 人と自然とが共生する暮らしの風景を大切にし、生産と暮らしが一体となった集落景観を保全・育成



③ 地区内の歴史資源や水路、街路樹などの景観要素を大切にし、住宅地内の緑化の推進や街並み形成のための建築のルール化による住宅市街地景観の育成

④ まちの顔としての中心市街地の景観形成を市民と行政協働で推進



⑤ 環境都市水俣にふさわしい自然的要素を取り入れた景観形成を各ゾーンや道路の特性に合わせて推進



⑥ 市民自らがそれぞれの地域で景観形成の担い手になる

## 5 防災まちづくりの方針

市民参加による森林保全活動の推進

総合的な治水対策の推進

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 下水道計画区域(雨水)    | 雨水ポンプ場        |
| 整備完了区域(平成13年度) | 主要河川の多自然型改修事業 |

防災のための土地利用コントロールの推進

- |            |               |
|------------|---------------|
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 土石流危険渓流（危険区域） |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 土石流危険渓流（渓流域）  |

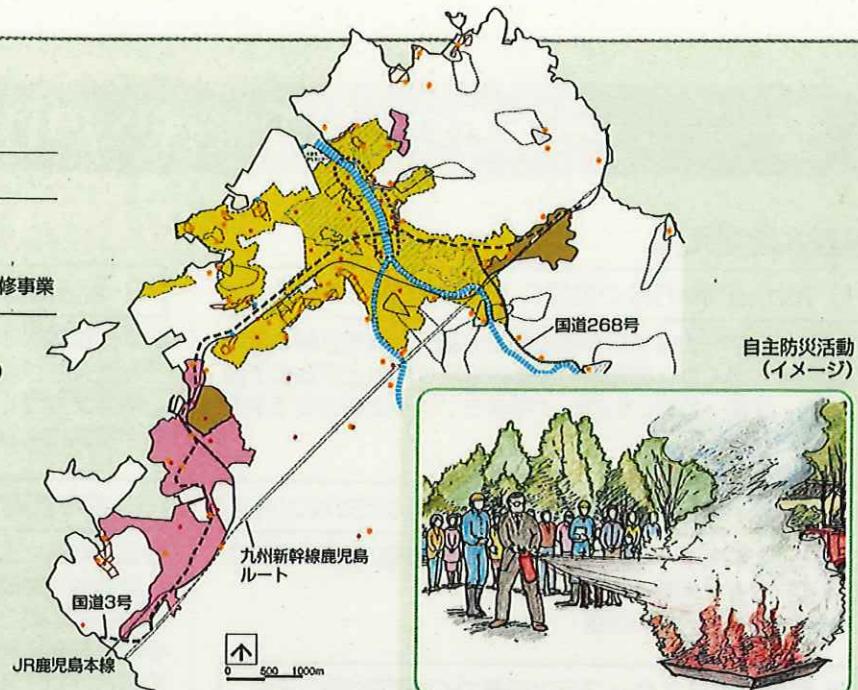
災害に強い市街地構造づくり

- |               |
|---------------|
| 市街地における防災性の向上 |
| 市街地           |

体系的な防災都市基盤の整備

- |        |               |
|--------|---------------|
| 避難予定場所 | 水俣川沿いの公共施設ゾーン |
|--------|---------------|

自主防災、防犯活動の育成・支援の充実



## 市街地整備の方針

水循環を支える住宅・住環境整備の推進

市民と行政の適切な役割分担とルールづくりに基づく既成市街地の住環境改善

- |        |                 |           |
|--------|-----------------|-----------|
| 密集市街地  | 市営住宅(耐用年数1/2未満) | 都市公園・地域公園 |
| 主なチツ社宅 | 市営住宅(耐用年数1/2経過) |           |

計画的な市街地整備を前提とした市街化の促進

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 戦略ゾーン（用途地域外） | 傾斜地ゾーン（用途地域内） |
| 誘導ゾーン（用途地域外） |               |

市民と行政の適切な役割分担とルールづくりに基づく集落環境の改善

各地域の状況に応じた下水処理システムの構築と事業の推進

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 下水道計画区域(汚水)    | 整備検討区域（戦略ゾーン） |
| 整備完了区域(平成13年度) | 整備検討区域（誘導ゾーン） |

国道3号を骨格として、歩行者・自転車にとって快適な空間を形成する市街地構造の強化

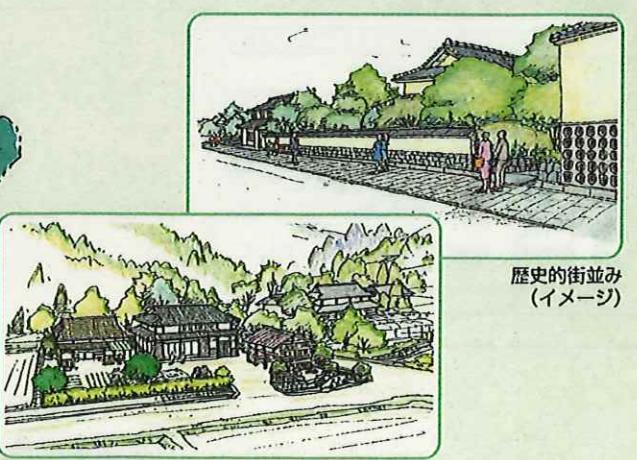
- |          |      |
|----------|------|
| 中心市街地ゾーン | 国道3号 |
| 公共施設ゾーン  |      |

地区住民の参加による住環境改善のための自主的な活動の推進と支援



南九州西回り自動車道  
(インターチェンジ以南のルートは未定)

国道268号



「むら」のたたずまい（イメージ）

0 1 2km

## ■基本的考え方

### 1) 市民・企業・行政の協働によるまちづくりの推進

- まちづくりへの多様な参加の機会の創出と情報公開の徹底
- 地区まちづくりへの市民の主体的な取り組みと行政の支援
- 市民・企業・行政の協働によるまちづくりを保証する制度の検討

### 2) 行政内部の関連各課連携による総合的効果的なまちづくりの推進

- 「寄ろ会」に基づく地区活動や新たな自治組織の展開との整合
- 元気村づくり事業との連携
- 福祉・教育部門との連携

### 3) 都市計画マスター プランに基づく都市計画の決定

- 都市計画マスター プランに示す方針に基づく個別事業・施策の見直し
- 都市計画事業の各部門における計画づくり

### 4) 地区别別構想に基づく地区まちづくりの推進

- 地区別構想についての広報活動の推進
- 地区まちづくりを担う住民組織の育成
- 地区まちづくりを支える手法・制度の紹介や検討
- 市職員による支援体制の確立

### 5) 都市計画マスター プランの進行管理の徹底

- 都市計画マスター プランに基づく事業・施策の推進における計画的な財政運営(多様な観点からの優先順位の検討)
- 進行管理のための行政内の組織づくり
- 進行管理に関する情報公開の充実
- 都市計画マスター プランの見直し



## ■今後のまちづくりの進め方(流れ図)

